

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【公開番号】特開2015-108822(P2015-108822A)

【公開日】平成27年6月11日(2015.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2015-038

【出願番号】特願2014-226768(P2014-226768)

【国際特許分類】

G 03 B 17/56 (2006.01)

F 16 M 13/02 (2006.01)

F 16 M 11/06 (2006.01)

H 04 N 5/222 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

【F I】

G 03 B 17/56 A

F 16 M 13/02 D

F 16 M 11/06

H 04 N 5/222 B

H 04 N 5/225 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月23日(2015.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カメラ機器のためのブラケット(1)であって、

壁掛け具(2)と、

前記壁掛け具(2)から延在するアーム(6)と、

前記アーム(6)によって支持された調整可能なカメラ架台(8)と、

前記カメラ架台(8)を調整済位置に係止するための係止要素(22、24、26)と備え、前記カメラ架台(8)は、

前記アーム(6)内に設けられたソケット(20)と、

前記ソケット(20)内に載置された第1部材(12)と、

第2部材(14)とを備えた、枢軸機構(10)を用いてチルト及びパンにより調整可能であり、

前記第2部材(14)は、前記カメラ架台(8)と一体的に形成され、

前記ソケット(20)と前記第1部材(12)は、パン軸(50)の周囲を回転可能なパン継手(40)を形成し、

前記第1部材(12)と前記第2部材(14)は、チルト軸(52)の周囲を回転可能なチルト継手(42)を形成し、

前記第1部材(12)は、組み立てられた状態では前記第2部材(14)を囲むよう配設される、2つの部分で形成され、かつ、

前記係止要素(22、24、26)は、係止状態になると、前記パン継手(40)の位置を係止するために、かつ、前記チルト継手(42)の位置を係止するよう、前記第1部材(12)に囲まれた前記第2部材(14)上で作用する係止力を生成するために、前記

第1部材(12)を前記ソケット(20)に押圧するよう配設されている、ブラケット(1)。

【請求項2】

前記カメラ架台(8)は取付平面(9)を有しており、前記チルト軸(52)は前記カメラ架台の前記取付平面(9)に平行に延在し、前記パン軸(50)は前記チルト軸(52)に直交する、請求項1に記載のブラケット。

【請求項3】

前記係止部材(22、24、26)は、前記ソケット(20)の底を貫通して延在するネジを備え、それによって前記係止部材(22、24、26)は、前記カメラ架台(8)を調整済位置に係止するよう配設され、前記ネジを締め付けることにより、前記第1部材(12)は前記ソケット(20)に押圧されることになる、請求項1に記載のブラケット(1)。

【請求項4】

前記第1部材(12)は、前記第1部材(12)の前記ソケット(20)に対するチルト動作を防止するために、前記ソケット(20)の台座に取り付けられるキャップ形状部(16)、及び、前記ソケット(20)内に伸長部分を有し、それと協働する凸部(32)を備える、請求項1から3のいずれか一項に記載のブラケット(1)。

【請求項5】

前記ソケット(20)の台座(18)は円錐台形に成形されている、請求項4に記載のブラケット(1)。

【請求項6】

前記第1部材(12)の前記キャップ形状部(16)は円錐台形に成形されている、請求項4又は5に記載のブラケット(1)。

【請求項7】

前記ソケット(20)の前記台座(18)の形状は、前記第1部材(12)の前記キャップ形状部(16)の前記形状と相補的である、請求項4から6のいずれか一項に記載のブラケット(1)。

【請求項8】

前記凸部(32)は円筒状に成形されており、前記ソケット(20)の相補的に成形された空洞部内に延在している、請求項4から7のいずれか一項に記載のブラケット(1)。

【請求項9】

前記チルト継手(42)はシャフト(36)及び軸受(38)機構を備える、請求項1から8のいずれか一項に記載のブラケット。

【請求項10】

前記壁掛け具(2)、前記アーム(6)及び前記カメラ架台(8)は、カメラへのケーブルを前記ブラケット(1)の内部に取り付けることを可能にするための空洞部を備える、請求項1から9のいずれか一項に記載のブラケット(1)。

【請求項11】

カメラシステムであって、
請求項1から10のいずれか一項に記載の前記ブラケット(1)、及び、前記ブラケット(1)によって支持されたカメラを備える、カメラシステム。